

市県民税・国民健康保険税・介護保険料

令和6年申告相談

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告は3月15日(金曜)まで

●問い合わせ先

- ・税務課 Tel 23 - 0115
- ・須木庁舎住民生活課 Tel 48 - 3132
- ・野尻庁舎住民生活課 Tel 44 - 1100
- ・小林税務署 Tel 23 - 3126

税申告は、市県民税をはじめ、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となる大切なものです。期間内の申告をお願いします。

申告に必要なもの

- ◆マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ◆運転免許証、健康保険証など本人確認ができるもの
- ◆収入、経費がわかるもの
- ◆給与、年金の収入がある人
源泉徴収票など
- ◆農業、営業、不動産などの事業所得がある人
収支内訳書、収入や経費がわかる帳簿、領収書など
- ◆収支内訳書は事前に作成してください
- ◆肉用牛を出荷した人は、売却証明書を持参ください
- ◆昨年、農業所得にかかる減価償却資産を申告した人に事前調査票を送付しています。未提出の人は早めに提出してください
- ◆控除がわかる書類
- ◆社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除証明

事業所得（営業等・農業）と雑所得の確定申告での所得区分		
収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	おおむね事業所得*1	おおむね業務に係る雑所得*2
300万円以下		業務に係る雑所得
※1 イまたはロに該当する場合は、業務に係る雑所得に区分されます。 イ その所得に係る収入金額が300万円以下で、かつ、主たる収入に対する割合が僅少である（おおむね10%に満たない）場合 ロ その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していないなど営利性が認められない場合 ※2 帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判断せず、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において事業所得と認められる場合には事業所得として取り扱う。		

- 書、障害者手帳など
- ◆医療費控除を受ける場合は、年間の医療明細書（対象者、病院・薬局ごと）の添付が必要です。ただし、医療費通知があれば、記載のある月までは明細の記入を省略できます。
- ◆会場での作成は時間を要するので、事前に領収書を仕分け、合計額を算出し、明細書を作成してください
- ◆所得税の還付を受ける人は本人名義の通帳

税務署での申告が必要な人

- ◆青色申告をする人
- ◆消費税、贈与税、相続税の申告をする人
- ◆初めて住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）を申告する人
- ◆土地、建物の譲渡による収入を申告する人
- ◆農業委員会を通じた売却や公共事業に関する譲渡は市の会場でも受け付けます

株式の譲渡や配当所得がある人（損失の繰越申告含む）

- ◆先物取引、仮想通貨、FXによる収入を申告する人（損失の繰越申告含む）
- ◆令和4年分以前の確定申告をする人
- ◆亡くなった人の準確定申告をする人
- ◆税務署での申告は、当日配布する「入場整理券」かLINEでの予約が必要です

申告しなかった場合

令和5年中に収入がなかった人や障害者年金や遺族年金、児童扶養手当、傷病手当、

雇用保険などの非課税となる収入のみで、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人は、未申告の場合、軽減措置が受けられなくなり、また、税申告の内容は、所得証明書発行や公営住宅入居、児童手当受給、幼稚園・保育園・認定こども園入園などに必要な場合があります。

確定申告は電子申告が便利

自宅などからパソコンやスマートフォンで申告手続きができる電子申告「e-Tax」が便利です。会場で待たずに、24時間（メンテナンス時除く）いつでも利用可能です。ぜひご利用ください。

その他

所得税の納税や還付がなく、確定申告の必要ない人でも、市県民税・県民税の申告が必要な人については、市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送での提出もできますので、ご利用ください。

■令和6年 申告相談日程 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

※申告期間中は、会場以外での申告はお受けすることができません。

月日	曜日	野尻地区 (受付時間) 午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～15時	
		対象地区	会場
1月31日	水	野尻5区、6区	いきいきコミュニティセンター
2月1日	木	野尻5区、6区	いきいきコミュニティセンター
2月2日	金	野尻1区、2区	紙屋やすらぎ荘
2月5日	月	野尻1区、2区	紙屋やすらぎ荘
2月6日	火	野尻3区、4区	野尻庁舎
2月7日	水	野尻3区、4区	野尻庁舎
2月8日	木	野尻全地区	野尻庁舎
2月9日	金	野尻全地区	野尻庁舎

月日	曜日	須木地区 (受付時間) 午前の部：9時～11時 午後の部：13時～15時	
		対象地区	会場
2月9日	金	内山区	内山地域福祉センター (午後は12時30分～14時30分)
2月13日	火	畜産農家	須木庁舎
2月14日	水	中河間区	須木庁舎
2月15日	木	奈佐木区	須木庁舎
2月16日	金	下九瀬区、上九瀬区	須木庁舎
2月19日	月	原区	須木庁舎
2月20日	火	麓区	須木庁舎
2月21日	水	永田区	須木庁舎
2月22日	木	夏木区、堂屋敷区	須木庁舎

月日	曜日	小林地区 (受付時間) 午前の部：8時30分～11時30分 午後の部：12時30分～15時	
		対象地区	会場
2月14日	水	細野1区	南部いろり村
2月15日	木	細野2区	南部いろり村
2月16日	金	細野3区	南部いろり村
2月19日	月	西堤・北堤・南堤区(木場)	農村環境改善センター
2月20日	火	水流迫 南堤区(岩瀬・下堤)	農村環境改善センター
2月21日	水	北西2区	東方研修館
2月22日	木	東方2区	東方研修館
2月26日	月	東方1区	東方研修館
2月27日	火	北西1区 北西3区	西ノ原農村集会所
2月28日	水	南西2区 南西4区	西ノ原農村集会所
2月29日	木	南西1の西区 南西3区	西ノ原農村集会所
3月1日	金	真方1区	中央公民館
3月4日	月	真方2区	中央公民館
3月5日	火	真方3区 坂元区	中央公民館
3月6日	水	南真方東区 南真方西区 南真方区	中央公民館
3月7日	木	上町の全区 永田町区	中央公民館
3月8日	金	上町の全区 永田町区	中央公民館
3月11日	月	通り町区 種子田区	中央公民館
3月12日	火	後川内区 南西1の東区	中央公民館
3月13日	水	西町の全区 緑町区	中央公民館
3月14日	木	南島田区 本町区 仲町区	中央公民館
3月15日	金	新生町区	中央公民館

※中央公民館駐車場の門扉は7時45分に開錠しますが、門扉前で車を止めて開錠を待つ行為は、通学や通勤の妨げになり大変危険です。また、道路交通法にも抵触する恐れがありますので、絶対にしないでください。



募集

意見募集

パブリックコメント

◆意見応募方法

それぞれ、所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、FAX、電子メールで応募ください。

◆第7期小林市障がい福祉計画・第3期小林市障がい児福祉計画(案)

◆募集期間

1月11日(木曜) ~ 2月9日(金曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、福祉課、須木・野尻庁舎住民生活課

●申・問・福祉課

Tel 23・0111
FAX 23・4934
Mail k_fukushi@city.kobayashi.jp

◆小林市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)

◆募集期間

1月11日(木曜)

2月9日(金曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、長寿介護課、須木・野尻庁舎住民生活課

●申・問・長寿介護課

Tel 23・1140
FAX 23・4934
Mail k_kaiigo@city.kobayashi.jp

◆小林市立病院経営強化プラン(案)

◆募集期間

1月11日(木曜) ~ 2月9日(金曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、市立病院、健康推進課、須木・野尻庁舎住民生活課

●申・問・市立病院事務部

Tel 23・4711
FAX 23・7717
Mail k_hosp@city.kobayashi.jp

・健康推進課

Tel 23・0323
FAX 23・0325
Mail k_ryou@city.kobayashi.jp

◆第3期小林市自殺対策行動計画(案)

◆募集期間

1月11日(木曜)

2月9日(金曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、健康推進課、須木・野尻庁舎住民生活課

●申・問・健康推進課

Tel 23・0323
FAX 23・0325
Mail k_yobou@city.kobayashi.jp

◆小林市第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)(第4期特定健康診査等実施計画を含む)(案)

◆募集期間

1月11日(木曜) ~ 2月9日(金曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、健康推進課、須木・野尻庁舎住民生活課

●申・問・健康推進課

Tel 23・0323
FAX 23・0325
Mail k_yobou@city.kobayashi.jp

◆小林市空家等対策計画(案)

◆募集期間

1月16日(火曜) ~ 2月14日(水曜)

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(総務課内)、管財課、須

木庁舎住民生活課、野尻庁舎地域振興課、西小林出張所、紙屋出張所

●申・問・管財課

Tel 23・0222
FAX 22・4177 (代表)
Mail k_kanzai@city.kobayashi.jp



保健・福祉

高齢者のインフルエンザ予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種を延長して実施します。実施医療機関については、健康推進課に問い合わせください。

さい。

◆期間 2月29日(木曜)まで

◆対象者

・65歳以上の人
・60歳~64歳で、心臓やじん臓、呼吸器、免疫機能に重い病気があり、日常生活の活動が極度に制限される程度の障がいのある人

◆費用(期間中一回)

1500円

※生活保護世帯は無料。受給証明書を医療機関に提出ください

▼その他

期間を過ぎると公費負担の適用がなくなります。

●問・健康推進課

Tel 23・0323

—みんな一緒に生きていく—
「みんなでつなぐふくしの輪研修会」

時代とともに地域のあり方も人の価値観も変わっていきますが、一人では生きていけないのは昔も今も同じです。身近な地域でゆるやかにつながる今の時代に即した地域づくりを考えませんか。

◆日時 2月3日(土曜)
13時30分~15時30分
◆場所 中央公民館 大集会室
◆内容

- ①小林市の重層的支援体制整備事業の取組報告
- ②講演「わたしもあなたも地域にくらす一人ひとりひとりがゆるやかにつながる地域づくり」
- ◆講師 十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授 佐藤 陽 氏
- ◆対象 民生委員児童委員、校区地区社協関係者、地域福祉に関心のある人
- ◆参加費 無料
- 問=市社会福祉協議会 Tel 23 - 3466

e・カフェに 参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。

●問

- ・小林市地域包括支援センター
TEL25・0707
- ・のじり地域包括支援センター
TEL44・2271
- ・市社会福祉協議会須木支所
TEL48・2073
- ・小林市西部地域包括支援センター
TEL27・2552

令和6年能登半島地震 姉妹都市 石川県能登町への支援状況

1月1日、石川県能登地方でマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、人的被害や家屋被害など多くの方々が被災されています。

能登町と姉妹都市協定を結ぶ本市も、被災された方々へのお見舞いと1日も早い被災地の復旧のため、現在、支援を進めています。

支援物資の発送（第1弾）

1月4日、能登町から要望のあった飲料水やブルーシート、日用品などの支援物資を発送しました。

●問＝危機管理課 TEL23・1175

災害義援金募金箱の設置

◆設置場所

市役所本庁舎／須木庁舎／野尻庁舎／西小林出張所／紙屋出張所／中央公民館／文化会館

※能登町への指定募金箱があるのは本庁舎、須木・野尻庁舎のみです。その他の場所は能登半島地震全体への募金箱です



◆注意事項 物品寄付は受け付けておりません。

●問＝福祉課 TEL23・0111

能登町へのふるさと納税の代理寄付受付開始

1月3日、能登町の職員が災害対応に専念できるように、町に代わってふるさと納税を活用して寄付金を募る取り組みを始めました。

●問＝地方創生課 TEL23・1148

地区	日程	時間	場所
小林	2月14日(水)	13時30分～14時30分	市社会福祉センター別館第1会議室
	2月21日(水)	10時～11時	細野小学校まちづくり協議会内会議室
須木	2月7日(水) 2月21日(水)	10時～11時30分	永田館
	2月28日(水)	10時～11時30分	須木総合ふるさとセンター ※前日までに要予約
野尻	2月28日(水)	14時～15時30分	茶飲ん場ふもと(東麓地区)

令和6年度放課後児童クラブの入会受付

◆対象児童

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(1～6年)

◆申込方法

4月から利用を希望する人は、申請書を各放課後児童クラブに提出してください。

◆申請書配布場所
※現在入会している人も含む

◆放課後児童クラブ
①小林小放課後児童クラブ
◆申請書配布場所
各放課後児童クラブ、こども課、須木・野尻庁舎住民生活課で受け取るか、市ホームページからダウンロード

- (小林小学校敷地内専用施設)
- ②南小放課後児童クラブ (南保育園内)
- ③細野小放課後児童クラブ (細野小学校余裕教室)
- ④こぼと放課後児童クラブ (認定こども園こぼと保育園内)
- ⑤三松小放課後児童クラブ (三松小学校敷地内専用施設)
- ⑥野尻放課後児童クラブ (野尻小学校前専用施設)
- ⑦東方放課後児童クラブ (東方保育園内)
- ⑧西小林放課後児童クラブ (認定こども園西小林保育園内)
- ⑨紙屋小放課後児童クラブ (紙屋小学校余裕教室)
- ⑩栗須小放課後児童クラブ (栗須小学校余裕教室)
- ⑪三松小第2放課後児童クラブ (三松公民館)
- ⑫緑ヶ丘放課後児童クラブ (市役所第4別館隣)
- ⑬大塚原放課後児童クラブ (大塚原認定こども園内)
- ⑭キッズサポートルームHUG通り町(民家・小林市通り町)
- ⑮三松小第3放課後児童クラブ (農村環境改善センター)
- ⑯キッズサポートルームHUG上ノ馬場(二口子供医院跡)
- ⑰みまつ放課後児童クラブ (認定こども園みまつ内)

家族介護者の集い

介護をしている人と悩みや介護経験などについて語り合いませんか。予約不要、参加費無料で誰でも参加できます。

◆日時 2月10日(土曜) 13時～15時

◆場所

- ・小林市地域包括支援センター
- 問
・小林市地域包括支援センター
TEL25・0707
- ・小林市西部地域包括支援センター
TEL27・2552